

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第12条関係）		別表第3（第12条関係）	
区分	地域	区分	地域
[略]		[略]	
法第2条第6項第4号の営業	(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第3条第2項に規定する構造を有する施設において営む営業（(1)に掲げるものを除く。）	法第2条第6項第4号の営業	(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第3条第2項に規定する構造を有する施設において営む営業（(1)に掲げるものを除く。）
[略]	[略]	[略]	[略]
法第2条第6項第5号の営業	[略]	法第2条第6項第5号の営業	[略]
[略]		政令第5条に規定する営業	県内全域
[略]		[略]	
別表第4（第14条関係）		別表第4（第14条関係）	
区分	地域	区分	地域
[略]		[略]	
法第2条第6項第5号の営業	[略]	法第2条第6項第5号の営業	[略]
[略]		政令第5条に規定する営業	県内全域

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。